

不正通行は，法律により罰せられます。

30万円以下の罰金

(道路整備特別措置法第 58 条)

◇ **有料道路の料金所で料金を支払わず無断で通行する行為又は※無料通行宣言書にて通行する行為は不正通行となります。**

※ 無料通行宣言書：料金を支払わずに通行する旨を記載した一方的な書面であり，管理者が認めたものではない。

道路整備特別措置法第 24 条第 3 項（以下「特措法」という。）に基づき当公社が定めた車両の通行方法に違反して，不正に通行した車両の運転者は，特措法第 58 条に基づき**30万円以下の罰金**が科されます。

なお，組織的な不払いであっても運転者自身が処罰の対象となります。

道路整備特別措置法 抜粋

(料金徴収の対象等)

第 24 条 料金は、高速自動車国道又は自動車専用道路にあっては当該道路を通行する道路法第 2 条第 3 項に規定する自動車(以下「自動車」という。)から、その他の道路にあっては当該道路を通行し、又は利用する車両から徴収する。ただし、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 39 条第 1 項に規定する緊急自動車その他政令で定める車両については、この限りでない。

2 略

3 会社等又は有料道路管理者は、この法律の規定により料金を徴収することができる道路について、料金の徴収を確実にを行うため、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認可を受けて、料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法を定めることができる。この場合において、第 1 項本文の規定により料金を徴収される自動車その他の車両は、当該通行方法に従って、道路を通行しなければならない。

4 略

第 58 条 第 24 条第 3 項後段の規定に違反して道路を通行した自動車その他の車両の運転者は、30 万円以下の罰金に処する。

広島県道路公社